

上尾市水道事業
集中監視制御システム更新及び運転管理事業

入札説明書

令和7年8月
上尾市上下水道部

目次

第1章	対象事業に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
第2章	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	事業者の募集及び選定方法	6
2	事業者の募集及び選定の手順	6
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	9
4	審査及び選定に関する事項	13
第3章	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1	事業契約に関する基本的な考え方	15
2	予想されるリスク分担と業務分担	15
3	求められる業務水準	15
4	事業者の事業契約上の地位	15
5	履行保証等に関する事項	15
6	保険	15
7	市による事業の実施状況のモニタリング	16
8	市の支払いに関する事項	16
9	支払いの減額等	16
第4章	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1	施設の概要及び規模	17
第5章	事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
1	係争事由に係る基本的な考え方	17
2	管轄裁判所の指定	17
第6章	本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	18
2	市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	18
3	その他	18
第7章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	19
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3	その他の支援等に関する事項	19
第8章	その他の本事業の実施に関し必要な事項	19
1	議会の議決（債務負担行為）	19
2	入札参加に伴う費用負担	19
3	入札保証金	19
4	提出書類の取扱い	19
5	情報の提供	20

6	本事業において使用する言語等	20
7	入札説明書等に関する問い合わせ	20
別紙1.	事業スキーム	21
別紙2.	業務分担	22
別紙3.	リスク分担	23
別紙4.	上尾市上下水道部及び主要水道施設位置図	27

本入札説明書は、上尾市水道事業（以下「市」という。）が実施する上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、本事業の入札に関し公表するものである。本事業に係る入札公告による総合評価一般競争入札については関係法令に定めるもののほか本入札説明書による。

また以下に示す資料は、本入札説明書と一体のものである。

要求水準書

落札者決定基準

様式集

基本契約書（案）

設計工事請負契約書（案）

運転管理業務委託契約書（案）

入札説明書で用いる用語の定義は、次の表に掲げるとおりである。

用語	定義
運転管理 J V	: 運転管理業務を行う複数の構成企業によって結成する共同企業体をいう。
運転管理業務委託契約	: 基本契約に基づき、運転管理業務の実施に係る事項について、市と単体企業又は運転管理 J V が締結する契約をいう。
基本契約	: 本事業の主要な事項について定めるもので、市と事業者が締結する契約をいう。
協力企業	: 事業者から工事の一部を請け負う、又は業務の一部を受託する企業をいう。
構成企業	: 入札参加者を構成する者をいう。
事業契約	: 基本契約、設計工事請負契約及び運転管理業務委託契約の総称をいう。
事業者	: 市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
実施方針等	: 実施方針の公表の際に市が公表する書類一式（実施方針、要求水準書案及び添付資料）をいう。
設計工事請負契約	: 基本契約に基づき、設計工事業務に係る事項について市と単体企業又は設計施工 J V が締結する契約をいう。
設計施工 J V	: 設計工事を行う複数の構成企業によって結成する共同企業体をいう。
代表企業	: 構成企業のうち事業者を代表する者をいう。代表企業は、本事業の入札参加資格の申請、入札手続き等を行う。
提案書	: 入札説明書等に基づき作成される書類・図書をいう。
特定事業	: P F I 法の趣旨に準じ、公設公営方式で実施する事業と比較し、効率的かつ効果的に実施される事業をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業又は応募グループをいう。
入札説明書等	: 入札公告の際に市が公表する書類一式（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、事業契約書案等）をいう。
本事業	: 上尾市水道事業に係る集中監視制御システム更新及び運転管理事業をいう。
モニタリング	: 事業者が事業契約に基づき提供するサービスの水準を市が監視（測定・評価）することをいう。
落札者	: 市と事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
D B O 方式	: 市が資金調達し、設計業務（DESIGN）、工事業務（BUILD）運転管理業務等（OPERATE）を民間事業者に包括的に委託する方式をいう。
P F I 法	: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）をいう。

第1章 対象事業に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

上尾市上水道施設等

(3) 公共施設の管理者の名称

上尾市水道事業管理者権限を行う市長 畠山 稔

(4) 事業の目的

市は、集中監視制御システムにより、上下水道部庁舎を含む5施設（上下水道部庁舎・東部浄水場・北部浄水場・西部浄水場・原市ポンプ場）及び市内に点在する取水施設（深井戸30本）の遠方監視及び運転管理を行っている。集中監視制御システムは、使用開始から14年が経過し老朽化が顕著となっているため、設備更新が喫緊の課題となっている。また、上尾市水道ビジョンでは、令和8年度以降、さらに、設備更新需要が増えることが示されており、設備更新事業実施に向けた人材確保も課題となることが想定されるため、人材確保の観点からも業務の効率化が求められる。

本事業は、従来の仕様発注方式ではなく、民間事業者に一括して実施させることにより、民間事業者の技術力やノウハウを最大限に活用し、効率的な設備更新及び運転管理を図ることを目的としている。

(5) 対象施設・業務の概要

ア 集中監視制御システム更新事業の対象施設

(ア) 新設対象設備

a 上下水道部庁舎	集中監視制御装置
b 東部浄水場	遠方監視制御装置
c 北部浄水場	遠方監視制御装置
d 西部浄水場	遠方監視制御装置
e 原市ポンプ場	遠方監視制御装置
f 水質モニター（全 8 箇所）	遠方監視制御装置
g 取水施設（25 箇所）	遠方監視制御装置

(イ) 撤去対象設備

a 上下水道部庁舎	集中監視制御設備
b 東部浄水場	遠方監視制御装置
c 北部浄水場	遠方監視制御装置
d 西部浄水場	遠方監視制御装置
e 原市ポンプ場	遠方監視制御装置
f 水質モニター（全 8 箇所）	遠方監視制御装置※
g 取水施設（23 箇所）	遠方監視制御装置

※水質モニターは親局側のみ撤去対象とする。詳細は要求水準書に示す。

取水施設の箇所数の差は、中央系井戸の差である。詳細は要求水準書に示す。

イ 運転管理業務の対象施設

(ア) 上下水道部庁舎

(イ) 東部浄水場

(ウ) 北部浄水場

(エ) 西部浄水場

(オ) 原市ポンプ場

(カ) 水質モニター（全 8 箇所）

(キ) 取水施設（全 30 箇所、内場内 7 箇所）

対象施設の詳細は、要求水準書のとおりとする。

ウ 対象業務

(ア) 設計業務

- a 集中監視制御装置及び遠方監視制御装置設計業務
- b 撤去対象設備設計業務
- c 設計に伴う各種申請に係る業務

(イ) 工事業務

- a 集中監視制御装置及び遠方監視制御装置工事業務
- b 撤去対象設備工事業務
- c 試運転調整業務
- d 工事に伴う各種許認可等の申請に係る業務

(ウ) 運転管理業務

- a 技術管理業務
- b 浄水場運転監視業務
- c 保全管理業務
- d 自家用電気工作物保安管理業務
- e その他技術業務
- f 修繕補修業務
- g 点検調査業務
- h 池状構造物清掃業務
- i 関連業務
- j 事業終了時の引継ぎ業務
- k 災害・事故対応業務

(6) 事業方式

本事業は、P F I 法に準じて、集中監視制御システムの更新と水道施設運転管理を一括してD B O方式により実施する。

(7) 事業者の収入

設計工事段階においては、事業者が本事業の設計工事業務を行い、市がその対価を支払う。

運転管理段階においては、事業者が本事業の運転管理業務を行い、市がその対価を支払う。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（令和8年3月下旬を予定）から、令和26年3月31日までの約18年間（以下「事業期間」という。）とする。

(9) 事業期間終了時の措置

事業者は、運転管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、集中監視制御システム等が要求水準書に定める水準を満たす状態とする。

なお、事業期間終了時の水準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案した事業終了時の性能水準に基づくものを想定しており、その旨を事業契約に規定する。

(10) 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は以下のとおりとする。

表 1 事業スケジュール

項目	日程※1
事業契約の締結	令和8年3月下旬
設計工事期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）
運転管理期間	令和8年4月1日～令和26年3月31日（18年間）※2
事業終了	令和26年3月31日

※1 スケジュールについては、あくまで予定であり、実際と異なる場合があるものとする。

※2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間については、その時に運転管理業務を市から受託している事業者からの引継ぎを行う。

(11) 関係法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、必要とされる関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するものとし、最新のものを適用する。詳細については、要求水準書のとおりとする。

(12) 予定価格

本事業の予定価格は、以下のとおりとする。

総事業費	金	4,834,208,500	円（消費税及び地方消費税を含む）
うち、設計工事費	金	1,314,863,000	円（消費税及び地方消費税を含む）
運転管理費	金	3,519,345,500	円（消費税及び地方消費税を含む）
総事業費	金	4,394,735,000	円（消費税及び地方消費税を除く）
うち、設計工事費	金	1,195,330,000	円（消費税及び地方消費税を除く）
運転管理費	金	3,199,405,000	円（消費税及び地方消費税を除く）

なお、設計工事基準日は、令和7年1月

運転管理基準日は、令和7年3月

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式により行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

表 2 事業者の募集・選定スケジュール

内容	日程※
入札説明書等の公表	令和7年8月12日（火）
入札説明書等に関する質問の受付	令和7年8月18日（月）～8月29日（金）
入札説明書等に関する質問の回答公表	令和7年9月下旬
参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付	令和7年10月20日（月）～10月31日（金）
参加資格審査結果の通知	令和7年11月28日（金）まで
提案書及び入札価格の受付	令和7年12月22日（月）～12月26日（金）
ヒアリング（必要に応じて実施）	令和8年1月下旬
落札者の決定及び公表	令和8年3月上旬
事業契約の締結	令和8年3月下旬

※スケジュールについては、あくまで予定となり、実際と異なる場合があるものとする。

(2) 応募手続き等

ア 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に関する質問は、以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和7年8月18日（月）8：30 ～ 8月29日（金）17：15

(イ) 提出方法

質問は、様式 I に記入のうえ、電子メールにより、上尾市上下水道部水道施設課宛（第8章7入札説明書等に関する問い合わせを参照）に提出する。

なお、提出者は電話により、受信の確認を行うこと。また、提出するファイル形式は、様式と同様のXLSXファイルとする。

(ウ) 入札説明書等に対する質問への回答

入札説明書等に関して提出された質問に対する回答は、令和7年9月下旬を目途に、市のホームページにて公表する。

なお、質問を提出した者の企業名及び個人名は公表しない。また、入札説明書等に直接関連しない質問に対しては、回答をしない場合がある。

イ 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

参加資格確認申請書等は、様式Ⅱに記入の上、以下のとおり受け付ける。

なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（様式Ⅴ）を提出すること。

入札参加申請を取り下げた場合、今後、市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。入札辞退届提出の最終期限は、提案書提出期限前日の17時15分までとする。

(ア) 受付期間

令和7年10月20日（月）8：30～10月31日（金）17：15

(イ) 提出方法

参加表明書及び参加資格確認申請書類一式を封筒に入れ、水道施設課（上尾市上下水道部庁舎）に持参する。

(ウ) 提出書類

様式Ⅱ-1	参加資格申請時必要書類一覧表	1部
様式Ⅱ-2	参加表明書	1部
様式Ⅱ-3	構成企業一覧	1部
様式Ⅱ-4	委任状(代表企業)	1部
様式Ⅱ-5	参加資格審査申請書	1部
様式Ⅱ-6	構成企業の実績に関する調書	各1部
様式Ⅱ-7	配置予定者の資格に関する調書	各1部
添付資料	入札参加者の資格を証明する書類の写し	各1部

ウ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和7年11月28日（金）までに、入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた入札参加者は入札書及び提案書（以下「提案書等」という。）の提出をすることができない。

入札参加資格がないとされた入札参加者は、市に対して入札参加資格がないと認めた

理由について、書面により説明を求めることができる。提出期限は、令和7年12月2日（火）の17時15分とする。

エ 提案書等の受付

参加資格審査を通過した入札参加者から、本事業に関する（ウ）の提出書類を添付した提案書等を受け付ける。

（ア） 受付期間

令和7年12月22日（月）8：30～12月26日（金）17：15

（イ） 提出方法

提案書等の提出は、入札参加者が水道施設課（上尾市上下水道部庁舎）に持参するものとし、その他の方法による提出は認めない。提出された書類を確認後、市は受付票を発行する。なお、入札書及び入札金額内訳書は、別に封筒に入れ封印をし、価格評価及び総合評価時まで、開封できないようにすること。

提案書等の提出方法の詳細については、様式集（提案書作成要領（5））を参照すること。

（ウ） 提出書類

様式Ⅲ-1 入札時必要書類一覧表	1部
様式Ⅲ-2 入札説明書等に関する誓約書	1部
様式Ⅲ-3 入札書	1部
様式Ⅲ-4 入札金額内訳書	1部
様式Ⅲ-5 要求水準チェックリスト	1部
様式Ⅳ-1 技術提案書類提出書	1部
様式Ⅳ-2～21 技術提案書	15部
提案書の電子データ（CD-R等）	1部

オ 提案書に関するヒアリングの実施

必要に応じて、提案内容の正確な把握及び疑問点の確認のため、入札参加者に対してヒアリングを実施する。

日程、場所及び実施方法等の詳細については、後日入札参加者へ個別に通知する。

（ア） 実施日時

令和8年1月下旬（予定）

（イ） 実施場所

上尾市 上下水道部庁舎

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

本事業の入札参加者は、単体企業又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。入札参加者の構成等は以下のとおりとする。

ア 単体企業で参加する場合

- (ア) 単体企業で参加する場合、3 (2) ア～ウすべての参加資格要件を満たしていること。
- (イ) 入札参加者は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (ウ) 協力企業の設置を認めるものとする。

イ 応募グループで参加する場合

- (ア) 3 (2) ア～ウの参加資格要件を満たす企業で構成した応募グループであること。
- (イ) 工事業務のうち電気工事を担当する企業又は運転管理業務を担当する企業を応募グループの「代表企業」として定め、代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行うこと。
- (ウ) 構成企業は、3 (2) ア～ウの参加資格要件で当該業務及び工事に関係するものを満たす限り、1社での複数の業務及び工事（設計業務、工事業務、運転管理業務）に携わることができる。
- (エ) 入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名及び携わる業務（設計業務、工事業務、運転管理業務）について明らかにすること。
- (オ) 入札参加者の代表企業の変更は認めない。
- (カ) 参加表明書及び参加資格審査申請書の提出後、構成企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- (キ) 構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (ク) 協力企業の設置を認めるものとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア すべての入札参加者に必要な参加資格

(ア) 令和7・8年度上尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿又は、令和7・8年度上尾市物品等競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。

(イ) 次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- a 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- b 公告の日から落札決定までの期間に、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
- c 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- d 公告の日から落札決定までの期間において、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年8月9日市長決裁）の規定に基づく指名除外の措置を受けている者。
- e 公告の日から落札決定までの期間に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法第236条の規定により更生手続廃止の決定を受けた者を含む。）ただし、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされている者を除く。
- f 法人税、消費税及び地方消費税、市民税を滞納している者。
- g 公告の日から落札決定までの期間に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法第191条の規定により再生手続廃止の決定を受けた者を含む。）。ただし、同法に基づく裁判所から再生手続開始の決定がされている者を除く。
- h 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入していない者。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
- i 手形交換所による取引停止処分を受けている者。
- j PFI法第9条に示す失格事由に該当する者。
- k 市に対する本事業に係る支援業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本面又は人事面において密接な関連のある者。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。支援業務に関与した者は、以下のとおりである。

「株式会社東京設計事務所」

「森・濱田松本法律事務所外国法共同事業」

- 1 審査機関の委員又は当該委員の所属団体と資本面又は人事面において関連がある者。なお、本事業の入札に参加しようとする者やそれと見なせる団体等が委員に対して本事業に関する情報収集等のために、本入札説明書等の公表時点から本事業の落札者公表日までの間、電話や訪問等により接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

イ 設計工事業務を行う企業に必要な参加資格

設計業務、工事業務を行う設計工事企業は、以下の要件をすべて満たしている者とする。ただし、設計施工 J V を構成する場合、設計施工 J V の構成企業のうち、代表企業が以下の要件をすべて満たしていること。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、「電気工事業」につき特定建設業の許可を受けたものであること。
- (イ) 令和 7・8 年度上尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿に記載されている、工事（電気工事業）の登録がある業者で格付「S 級」、総合評定値が 1,500 点以上であること。
- (ウ) 過去 10 年度間（平成 27 年度～令和 6 年度）に、上水道において、集中監視制御システム設備全体を元請（共同企業体の構成企業として受注したものについては、共同企業体への出資比率が 20% 以上のものに限る。）として、更新工事の施工実績を有すること。なお、公告日までに完成検査に合格したものとする。
- (エ) 集中監視制御システム設備における設計、製作、検査及び試験を自ら実施できる体制を備えていること。
- (オ) 代表企業は、建設業法に従い、監理技術者を専任で配置すること。また、配置される監理技術者は、入札参加表明のあった日以前に、連続して 3 か月以上継続して代表企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

ウ 運転管理業務を行う企業に必要な参加要件

運転管理企業は、以下の要件をすべて満たすこと。ただし、運転管理JVを構成する場合、運転管理JVのうち、1社が満たしていること。

- (ア) 令和7・8年度上尾市物品等競争入札参加資格者名簿に記載されている、物品（建築物管理／運転業務）及び物品（建築物管理／点検・検査業務）の登録があること。
- (イ) 過去10年度間（平成27年度～令和6年度）に、計画給水人口150,000人以上の水道事業に係る水道施設の365日24時間連続運転監視及び保全管理の実績を有すること。
- (ウ) 業務総括責任者として1級又は2級浄水施設管理技士の資格を有し、資格取得後に浄水場における運転管理の実務経験を3年以上及び、本業務と同一業務に関し責任者又は副責任者の実務経験を3年以上有する者を配置すること。
- (エ) 電気主任技術者として第一種、第二種又は第三種電気主任技術者の資格を有する者を配置すること。ただし、外部委託を行う場合は、この限りではない。

(3) 参加資格の喪失

参加資格確認後、基本契約締結までの期間に、入札参加者の代表企業が上記参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

また、落札者決定の公表から事業契約の締結までの期間に同様の事態が生じた場合には、市は事業契約を締結しないことがある。

なお、参加資格の喪失に対して、市は一切の費用負担を負わないものとする。

(4) 市内業者に対する契約に関する配慮事項

本事業に係る業務及び工事の一部を協力企業に発注する場合は、優先的に市内業者の活用に努めること。さらに、工事及び業務に使用する資材等についても優先的に市内において製造産出される資材又は市内業者が販売するものの使用に努めること。

(5) 入札に関する留意事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- イ 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- ウ 入札に際して、連合等による不正行為があった入札
- エ 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- オ 記入及び押印のない入札

- カ 入札書の記載事項が確認できない入札
- キ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ク 同一事項について他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者に係る入札
- ケ 入札書の金額の提示を改ざんし、又は訂正した入札

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査を行う機関

落札者の決定に当たり、入札参加資格審査、提案書不備審査、入札価格審査、提案書基礎審査、定量化審査（価格評価）及び総合評価は市が行う。

定量化審査（性能評価）は、公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査等を行うために設置する「上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業事業者選定委員会」（以下「審査機関」という）が行う。

なお、審査機関会議は非公開とする。

(2) 審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

市は、参加表明時に入札参加者から提出された参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。資格要件を満たしていない者は失格とする。

イ 提案審査

審査機関は、あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがって、定量化審査（性能評価）を行い、市は、その審査内容と本事業の実施に係る対価（入札価格）を総合的に評価し、落札候補者を選定する。

ウ 審査事項

評価項目の詳細及び配点等については、「落札者決定基準」において提示する。

(3) 落札者の決定と公表

市は、審査機関の選定結果を踏まえ、落札者を決定し、市のホームページにて公表する。

(4) 事業者を選定しない場合

市は、事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない、いずれの入札参加者の事業提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めない、又は適切な事業遂行が見込めない等の理由により、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。

特定事業の選定を取り消した場合は、市は、その旨を速やかに市のホームページにて公表する。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業契約に関する基本的な考え方

市は、落札者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた「基本契約」を締結する。

市は、基本契約に基づき、単体企業又は設計施工JVと本事業に係る「設計工事請負契約」を締結する。

また、市は、基本契約に基づき、単体企業又は運転管理JVと「運転管理業務委託契約」を締結する。

事業スキームについては、別紙1のとおりとする。

2 業務分担と予想されるリスク分担

市と事業者の業務分担及び予想されるリスク分担は別紙2及び別紙3のとおりとする。業務分担の程度や具体的な内容は、最終的に事業契約で定める。

3 求められる業務水準

本事業の実施に際して求められる業務水準は、要求水準書及び提案書によって定める。

4 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分をすることはできない。

5 履行保証等に関する事項

事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、以下の方法などにより事業契約の保証を行うことを想定している。詳細は事業契約で示す。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

6 保険

工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、単体企業又は応募グループ等が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、単体企業又は応募グループ

等は火災保険及び第三者賠償保険に加入するものとする。同様に、運転管理期間において第三者賠償保険に加入するものとする。

なお、市は、本集中監視制御システム設備の引渡しを受けた以降、所有者として、本設備に係る建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。

7 市による事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計業務、工事業務及び運転管理業務について、定期的にモニタリングを行う。

事業者は、設計業務、工事業務に係る完成図書一式及び市が提出を要求した各種図書を提出し、市による確認を受けるものとする。また、設計業務、工事業務の進捗状況について、市に定期的に報告し、確認を受けるものとする。

運転管理業務についてのモニタリングの方法、内容等については、事業契約に定める。

事業者が実施する設計業務、工事業務について、要求水準を充足していない場合には、市は、改善を求めることができる。事業者が実施する運転管理業務について、要求水準を充足していない場合には市はサービスに対する支払の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

8 市の支払いに関する事項

市は定期的にモニタリングを実施し、業務水準が満たされていることを確認した上で、事業者が提供したサービスに対し、その対価を事業者に支払う。対価の構成、支払い方法については、事業契約に示す。

9 支払いの減額等

要求水準書で定められた業務水準及び事業提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、市は、委託料の減額等を行うことがある。

減額等の方法については運転管理業務委託契約に規定する。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の概要及び規模

施設の概要及び規模、対象施設、既設設備の概要、監視対象施設の概要については、要求水準書のとおりとする。

第5章 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6章 本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスについて債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 又は (2) の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- (2) (1) の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定めるとおりとする。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は、想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は、想定していない。

3 その他の支援等に関する事項

市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、合理的に可能な範囲で協力を
行うものとする。

第8章 その他の本事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決（債務負担行為）

市は、債務負担行為の設定にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

3 入札保証金

入札保証金は免除する。

4 提出書類の取扱い

（1）著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の公表及び市が必要と認めたときは、市は事業者の合意を得たうえで提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、契約に至らなかった提案については、落札者決定結果の公表以外に使用しない。
また、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、入札参加者が負う。

5 情報の提供

本事業に係る情報の提供は、市のホームページを通じて行うものとする。

6 本事業において使用する言語等

入札参加及び本事業に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

7 入札説明書等に関する問い合わせ

入札説明書等に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

上尾市上下水道部水道施設課

担当者：宮田、新井

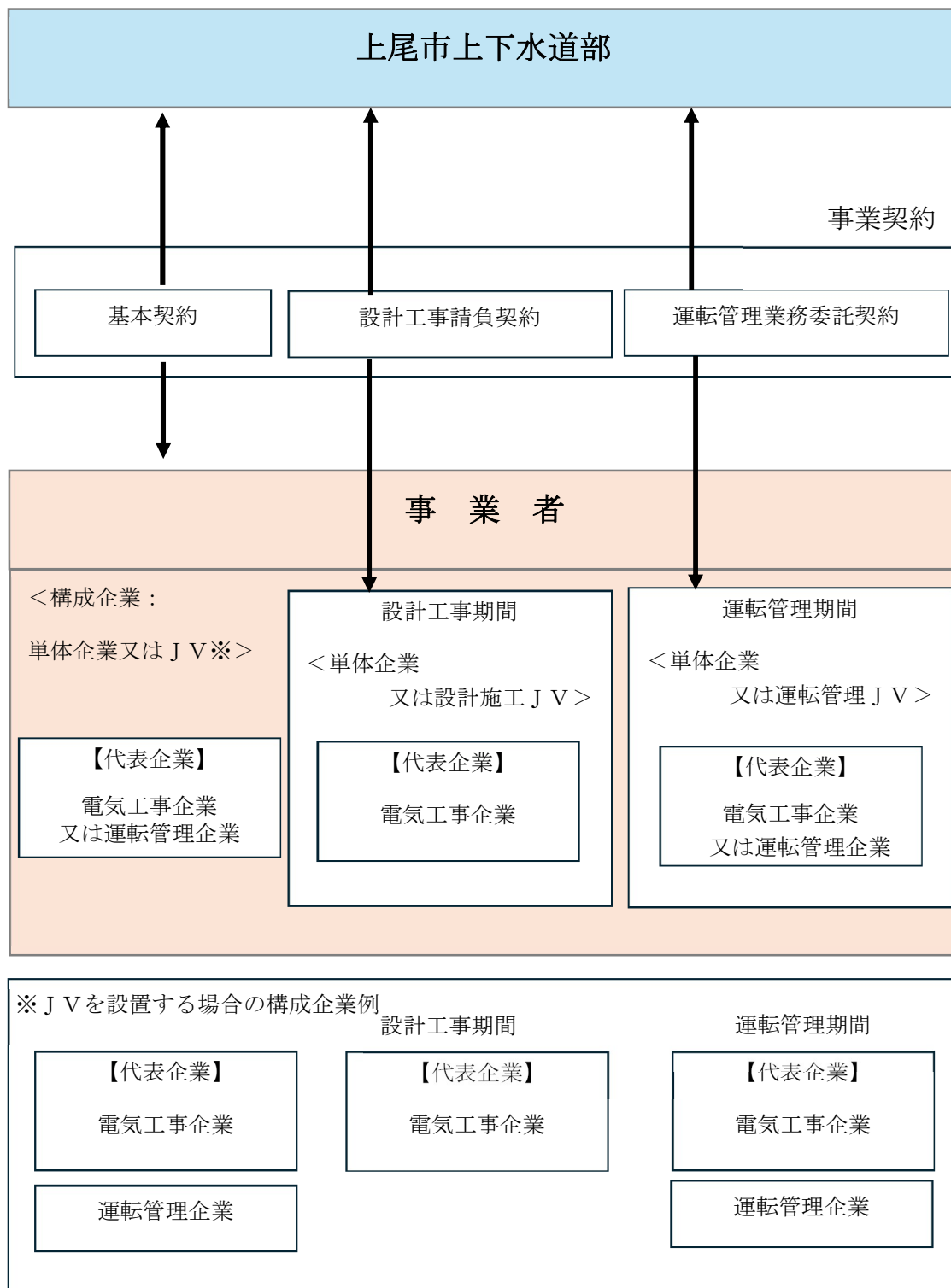
住所：〒362-0013 埼玉県上尾市大字上尾村1157番地

TEL：048-775-5157

FAX：048-772-9050

E-MAIL：s603000@city.ageo.lg.jp

別紙1. 事業スキーム



別紙2. 業務分担

○：主分担

業務内容				市	事業者
調査 設計 施工 監理	設計 施工 監理	設計	集中監視制御システム更新に係る設計		○
			集中監視制御システム更新に伴う移設、撤去対象設備の設計		○
			集中監視制御システム設備設計に伴う各種申請等	○	○
			上記以外の設計	○	
		関係機関協議	集中監視制御システム更新に係る関係機関協議	○	○
			上記以外の関係機関協議	○	
		工事	集中監視制御システム更新に係る工事		○
			集中監視制御システム更新に伴う移設 撤去対象設備の工事及び仮設工事		○
			集中監視制御システム更新工事に伴う各種申請等	○	○
			集中監視制御システム更新工事に伴う調整	○	○
			他工事及び業務との協議、調整	○	○
			上記以外の工事	○	
		施工管理	集中監視制御システム更新工事に伴う施工管理		○
			集中監視制御システム更新工事に伴う移設、撤去対象設備の工事及び仮設工事に係る施工管理		○
			上記以外の施工管理	○	
		整備・修繕計画策定	集中監視制御システム更新に係る整備・修繕計画の策定		○
			上記以外の整備・修繕計画の策定	○	
		出来形検査及び完成検査	出来形検査及び完成検査	○	○
		図面関係の整備、保管	集中監視制御システム更新に伴う図面関係の整備、保管	○	○
			上記以外の図面関係の整備、保管	○	
維持管理 業務	運転管理 業務	運転管理業務	運転監視操作業務		○
		水運用	水運用に係る判断、指示	○	
			水運用に係る報告、調整、操作		○
		水質管理	水質管理に係る判断、指示	○	
			水質管理に係る報告、調整、操作		○
			水質管理に係る水質測定、採水及び水質監視装置における水質確認		○
		緊急時対応	緊急時初期対応	○	○
		その他	業務計画書等の作成		○
			備品、物品等の管理		○
	保全管理 業務	日常点検	日常点検の実施 日報、月報、年報等の作成		○
		定期点検	定期点検の実施 報告書等の作成		○
		精密点検、試験等	法令点検、精密点検、計装試験等の実施 報告書等の作成		○
		簡易補修業務	簡易補修の実施		○
		保安管理	自家用電気工作物の保安管理		○
		ユーティリティ管理	薬品の受入れ立会		○
			燃料の受入れ立会		○
		緊急修繕	緊急時初期対応（修繕） 上記以外の修繕	○	○
	点検調査 業務	設備機器点検調査	各施設における設備及び機器の動作確認を含む点検、調査、清掃		○
		構造物点検調査	構造物の点検、調査、清掃		○
		場外施設の点検調査	取水施設等の点検、調査、清掃		○
	清掃業務	池状構造物清掃業務	池状構造物の清掃、内部点検、内部調査		○
		施設清掃業務	施設の清掃		○
		浄化槽設備清掃業務	浄化槽設備の清掃		○
	安全衛生 管理業務	安全衛生管理業務	業務に係る安全管理、衛生管理		○
			上記以外の安全管理、衛生管理	○	
	危機管理 業務	危機管理業務	市への報告、対応		○
			検討、調整、判断、指示	○	
			対応、待機、復旧作業	○	○
	災害事故 対応業務	災害事故対応業務	危機管理マニュアル、初期対応マニュアル作成		○
			緊急時初動体制の構築		○
			緊急時対応及び市との調整		○
	引継ぎ	引継ぎ業務	事業終了後の引継ぎ		○

別紙3. リスク分担

○：主分担 △：従分担

リスク項目		内容	市	事業者	備考
共通	入札説明書	記載内容の変更に関するもの、入札説明書等の誤りに関するもの	○		
	契約締結	市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	○		
		事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		○	
	政治	政策方針の変更、管理者の交代、議会未決・未承認などによる契約の中断・変更に関するもの	○		
		事業の対象範囲の変更に関するもの	○		
	制度・法令変更	本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等	○		
		一般に適用される関係法令・許認可の変更等		○	
	税制変更 (消費税除く。)	税制度の変更(例：法人税率等の変更)、新税の設立(事業者の利益に関するものに限る。)		○	
		上記以外の税制度の変更、新税の設立	○		
	消費税変更	消費税の変更に関するもの	○		
	第三者賠償	業務に起因して発生する事故等に対する賠償		○	
		上記以外の市の帰責事由により発生する事故等に対する賠償	○		
	環境問題	事業者が行う業務に起因する環境の悪化		○	
		上記以外に起因する環境の悪化	○		

リスク項目		内容	市	事業者	備考
共通	安全確保	調査、工事等における安全性の確保		○	
	物価変動	インフレ／デフレ（物価変動）	○	○	一定範囲までは事業者、それ以上は市負担
	債務不履行・中止・延期	市の債務不履行、市の帰責事由（土地の瑕疵、埋設物の発見等）による事業の中止・延期	○		
		事業者の債務不履行、事業者の帰責事由（事業破綻、事業放棄、要求水準未達等）による事業の中止・延期		○	
	不可抗力	戦争、暴動、風水害、地震他、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	○	△	事業者は市の復旧作業に協力。一定範囲までは事業者の負担
計画設計段階	計画変更・遅延設計	事業者の帰責事由による計画変更、遅延		○	
		市の帰責事由による計画変更、遅延	○		
	設計	市が提示した資料、仕様変更等指示に伴う工事費等の増加、遅延	○		
		事業者の帰責事由による設計変更、不適合に伴う工事費等の増加、遅延		○	
工事段階	用地	入札説明書などから予見できない事業用地の土壌汚染・埋蔵物等	○		
	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の帰責事由による工事遅延		○	
		市の指示等の官の帰責事由による工事遅延	○		
	工事費増大	事業者の帰責事由による工事費等の増大		○	
		市の提示条件に関する瑕疵及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大	○		
	工事中の事故	事業者側の帰責事由により調査、工事に係る事故が発生した場合		○	

リスク項目		内容	市	事業者	備考
工事段階	施設性能	要求性能不適合（施工不良を含む）		○	
	安全性確保	工事現場における事故等の発生		○	
	計画変更	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	○		
		事業者の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの		○	
	廃棄物処分	工事で発生した廃棄物の適切な処分		○	
運転維持管理段階	要求水準未達	市の指示（判断）に基づくもの	○	△	事業者が市の指示が不 適当であることを知っ ていて通知を怠った場 合等においては事業者 責任を問う場合もある
		原水水質の急変（施設の処理能力を超えた場合）	○		
		管路切替等により管内流速の急変、管内夾雑物の 流出等による赤水の発生によるもの	○		
		その他管路に起因する水質異常	○		
		更新対象外の施設老朽化に起因した要求水準未達	○		
		事業者の帰責事由によるもの		○	
	原水水質事故によ る水質悪化・事業 停止	報告・初期対応の遅延によるもの		○	大規模災害時等に おける対応は不可 抗力に示すとおり とする
		その他市の指示（判断）に基づくもの	○		
	施設損傷	事業者の責めに帰すべき事由による事業の一時中 止や費用の増加		○	
		第三者に起因する施設の損傷による事業の一時中 止や費用の増加	○		

リスク項目		内容	市	事業者	備考
運転維持管理段階	施設損傷	導水・送水・配水管の破損による交通事故及び物損事故、人身事故の補償	○		
		通信システムの障害復旧、安全対策（市が使用する OA 機器等）	○		
		通信システムの障害復旧、安全対策（事業者が使用する OA 機器等）		○	
	維持管理・運転費増大	過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質の範囲を超える変動に起因するもの	○		
		突発的な配水トラブル（他工事、配水・給水管破裂による断水、水量増大）への対応に伴う経費の増加	○		初期対応を除く
		事業者の帰責事由による運転維持管理費の増大（維持管理不足等）		○	物価の変動によるものは除く
事業終了時	事業終了時の手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、精算手続きに伴う評価損益等		○	
	事業終了時の施設状態	本事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○	
	業務引継ぎ	本事業終了時の運転維持管理業務の引継ぎ不備		○	

別紙4. 上尾市上下水道部及び主要水道施設位置図

